

戦時下から占領下を経ての土木制度

国際航業 鈴木 恒夫

1. 戦局の推移

今次大戦は日本の経験したことのない長期にわたる戦闘であり、国力・生産力を越える激しい消耗戦であった。戦争の期間と共に生産力の増強の差異に加えて、海上運輸の障害が戦力を制限していった。

緒戦の順調な戦線拡大は、長路の補給端での戦線維持を必要とし、長途の海上補給維持の負担となり、通商破壊作戦の被害が国内生産力の崩壊へとつながっていった。

17年後半より持久戦は激しい消耗戦を強いた。彼我同数の損害といえども戦力回復の負担からはきびしい事態であった。

ガダルカナル撤退後、ニューギニア南洋群島の守勢作戦は航空力、飛行機の数、航空基地造成能力、警戒能力を含めた航空要塞の能力、機道部隊の作戦能力は南洋諸島の據点占領、基地能力の無力化によって、南洋群島はアメリカ郡側の戦略空軍基地、海上部隊基地となって、日本本土を空爆圏内においた。

19年11月より、継続的な空襲により、生産力を失い、また疎開作業により生産力を低下していった。

生産力の増強は、戦時産業への資材労力の集中統制を行ってきたが、熟練労働者の減少、徴用労働者、学生、勤労動員の実施を行うが、原材料輸入の減少もあって生産能力は減少を示していった。

17.2.24 口銀法改正は兌換制度の廃止であった。

軍需体制、運輸一元化、不急行政機構の整理の戦時行政機構改革が18.11.1に行われる。

軍需省の創設、商工省の商業部門の農林省への移管、逓信省の電力行政の吸収、陸海軍航空機生産機構の一元化をはかった。出先に旧工務官事務所、逓信省電力地方機構に軍需監理を加えて、軍需監理部が設けられ、在来の鉱山監督局、地方燃料局を出先機構とする。

鉄道省と逓信省、内務省の港湾部門、中央气象台、各県立測候所を合わせて軍需省とし、在来の8土木出張所は4カ所が港湾建設部となり広島、福岡に土木出張所を設けて表示を地名表示から地区表示とする。

鉄道省においては、17.9.1在来の運輸、保線の事務所の合併による管理部制、工事事務所、鉄道工場を施設部、工機部として鉄道局に編合した。工務局・建設局と合わせて施設局とし、この名称は戦後建設局が分離してからも続いた。

戦局の拡大は陸軍・海軍の占領軍政地域の軍政機関中の交通部、交通土木局寄与へ技術者派遣、油田復旧運営のための南方燃料廠、特設鉄道隊の編成、鉄道連隊への人員抽出を行った。

16.2.22 には衆議院議員の任期を1年延長し、17.4.30 翼賛選挙といわれる選挙を行った。行政の戦時特例は、20.6.10 には軍管区と連動した地方総監府の設立へ至る。

戦況の激化は何回かの決戦非常措置の閣議決定を行う。

2. 戦後の占領体制

20.8.28 厚木進駐、20.9.2 ミズーリ号上の降伏調印式、26.9.8 講和条約調印、27.4.28 平和条約発効、占

領政策は日本の再戦能力の喪失、制度の民主化、賠償の取立、経済の集中排除を行う。

戦時の戦災破壊、設備酷使は生産能力を低下させていた。輸出すべき資源をもたぬ我国は食料輸出入原料の輸入の原資に乏しかった。占領外地からの引揚、復員者の受入れ人口増、終戦処理経費の負担、占領下における生産制限は激しいインフレを生じた。

食料輸入のために援助を求めねばならなかった21-25年の輸入額の約70%は援助（貸付）によった。

賠償は農業軽工業国生産に必要なものを国内産業として存置する方針であった。賠償工場が指定され、管理される。例えば当時の火力設備の3割以上の20ヵ所1,373,200kWの新鋭火力設備が賠償指定をうけた。

20.12.16ボーレー使節団、21.3.5鉄のカーテンの雲行、21.6.1平和産業の存置方針、23.5.18 ジョンストン報告書、日本の軍需産業温存方針、24.5.15 アメリカ政府中間賠償打切声明、27.4.26 賠償引当850 工場の返還、27.7.26 賠償庁廃止、この間の集中排除、持株整理、会社分割があった。決して平坦な道ではなかった。

戦後の法制は議会民主主義の確立、三権分立の徹底である。行政の法定主義の拡大から立法事項が増大する。土木事業の継続費制の廃止、行政執行法の代執行法への改編。

地方自治制度の拡大、知事の公選制、21.12.27には全県に土木部をおいた。

多くの法律が新に制定され、法律形態を変更した。新に制定したものに建設業法、港湾法、法律を編合改変したものに土地改良法、法律内容を変更したものに建築基準法、道路法、土地区画整理法がある。

戦時機構は廃止され、占領下の対応のための機構が新設される。軍需省は改編されて、商工省となり出先機構は地方商工局へ（21年1月）、そして地方通産局へとつづく。20.5.19 運輸省より郵政、通信部門が分離し運輸省となり、分離した通信院は21.7.1通信省と改称するが、戦前の機能とは異なる。

公共企業体分離により24.6.1運輸省より日本国有鉄道が分離し、旧鉄道省の監督部門、自動車部門の陸運行政は運輸省へのこる。通信部門は電気通信分野の分離を前提として、24.6.1郵政省電気通信省と分割し、27年に電信電話、国際電信電話の二社に改組し、廃止される。

旧陸海軍の非戦力部門は原則として陸軍部門を内務省、海軍部門を運輸省へ引継ぐ。海軍の施設本部系統は運輸省の地下工事本部と合して運輸建設本部となる。

農林部門の農地開発営団は閉鎖機関となるが、戦後の食料事情から、国営事業機構は21年5月の開拓事務所から21年11月の農地事務局の地方機構を形成する。

占領下に対応するための20.8.26 終戦連絡事務局、20.11.5 の戦災復興院には21.3.20 特別建設部をおく。22.9.1調達庁が設立される。

21.8.12 経済安定本部の設立、公共事業費の一括計上、四半期ごとの支出認証制。

内務省は22.4.30 ホイットニー書簡をうけ、22.6.27 廃止の閣議決定、廃止後の残存事務整理のための90日の時限部局としての内事局を経て解体。

国土局と調査局の一部が戦災復興院と合併して、23.1.1建設院の設立、23.7.10 運輸建設本部を合せて建設省となった。運輸建設本部は時限機構として、24.3.31 まで建設省工事本部とした。23.1.1より土木出張所を地方建設局とした。

電力国営として成立した日本発送電は、26.5.1九配電会社と合併分離して9電力会社となった。

3. 戦後の経済動向

戦後の激しいインフレは、ドッジ来日、24年のドッジラインとよばれる諸政策、予算規模のひきしめ、複数為替制の廃止、1ドル360 円の単一レート採用、見返資金特別会計の採用の政策を経て、朝鮮動乱の特需に遭遇し、講和条約の発効、占領行政の終了、25年～28年のうちに、各分野において戦前の生産水準を回復

し、経済自立の途をたどる。

戦争の後、昭和20年は食料不足、不作であった。食料の自給出来ない国で緊急食料援助を得ても、昭和21年22年には欠配日数を残したままであった。

インフレの激化は21.2.7金融緊急措置、新円切替の効果も一時的にした保ち得なかった。生産力の不振を脱出しようと設備投資を促すための復興金融公庫の資金供給も復金インフレと称されるに至った。

占領下の経済制限の下、国内資源の生産拡大から景気復興をはかるための傾斜生産方式、21.12.24石炭3,000万tの生産確保（戦時最大出炭量の3/5）を図るために、鋼製支保工の生産のために重油の輸入を必要とする。

生産能力の停滞は、資材不足を戦時中のみでなく戦後も続いていた。

電力の供給制限は、電力設備の復旧への制約もあって長く続いていた。また26年度の渇水もきびしかった。

昭和22年、23年と災害が続いたが、復旧工事に鋼材の使用は制約をうけ、先ずは食料増配を必要とした。復旧工事に鋼鉄板を使用するには全国へ手配を必要とした。

鉄道レールの生産再開は、八幡で昭和23年、釜石で昭和27年からであった。

制限貿易下での外貨取得の複数レートは、見返資金原資を価格差補給金として充当しての貿易であった。ドッジラインの引締め効果の発生と摩擦の激化の時に発生した特需を利しての経済再建であった。朝鮮動乱による特需は25年～27年5月中に10億ドルに及んだ。

ドッジライン下において、見返資金特別会計で運用された見返資金は戦後の設備投資に大きく寄与した。主たる投資先は海運546億、石炭640億、電気通信240億、国鉄190億、公共事業109億等2,700億円に及んだ。

4. 戦中、戦後を通じての土木事業動向

戦争の激化は資材、労働力の点で工事を制約し、戦力強化工事（電力、鉄道）も資材の点から休止となったものが多かった。戦時中も続いたのは基地工事・地下化工事であった。戦後は災害復旧工事、占領関連工事であった。

戦局は多くの工事を休止、中止に至らしめた。激戦下においては手持の資材、トロ、レール、ローラー、トラック、機関車をもって軍工事に従務した。この場合担任技師は、陸軍または海軍の技師を兼任した。

戦時下では労働力の不足は各町村への労力割当（労力供出義務人夫）であり、食料増配であった。旧資材、手持資材の活用が行われ、鉄筋を節減する無筋アーチ橋、桁高を高くして鉄筋の使用量を減する構造の採用、木コンクリート桁橋、ガス発生機（木炭ガス）によるガソリン機関車、ローラーの運転、重油への代用油混入。

デュベルを使った木製トラス、水圧鉄管の鉄材のなくなって超高压トンネル、竹筋コンクリート等の名をとどめるが、戦後はほぼ更新された。

戦後はインフレと共に失業問題が激化する。

21.5.22 GHQは日本公共事業10原則を指令し、公共事業費60億円の一括計上による失業救済をはかり、21.9.3公共事業処理要項が閣議決定され、経済安定本部による公共事業の四半期再認証制度が27年講和条約発効まで続く。

公共事業費は経済安定本部に一括計上され、認証後、各省に移しかえ支出するという形となった。

戦後公共事業維持の大きな契機となったものに、昭和25年度の公共事業費への見返資金投入があった。当

初計画では、3カ年計画であったが、講和条約成立によりその原資の発生根拠を失い、25年1年度の支出となったが、繰越しを含めて2年度に支出した。この支出箇所はその後の年度も重点的に予算が計上されて事業を継続することが出来た。

事業費は110億円内で、道路39億（内、東海道に18億）河川・ダム25億、農地27億が主たるものであった。執行に当たっては国の事業であるべきこと、他の事業と支出を区分すべきことが指示され、県職員の国家公務員兼務という形がとられた。橋梁工事の中には戦時途中中止の箇所があり、占領下の技術的制約をうけた所もあった。

戦後工事の大きな特徴は、機械化の浸透であった。戦時中の基地設営能力の差への驚き、米軍工事での習得、放出機械の利用から国産機械の性能向上へつながっていった。

また水源、特にダム築造の普及をあげる。発電に農地に治水に効果は大きかった。

戦中戦後を通じて重視され農地事業であった。戦中の食料増産、戦後の緊急開拓であり、戦後は水源施設をもつことにより旧演習地、軍馬放牧地の開拓が行われ、大規模な干拓事業が完成した。

道路事業は昭和17年度をもってほぼ休止の状態であったが、昭和16年度から特殊国道の直轄工事制度が始まり多くは完成を戦後へもちこした。関門トンネルも休止後促進が図られたが、空襲により抗外設備を失った。

戦後は標識令、調達命令による道路工事（P. D.）が予備費、終戦処理費で施行される。

23.11.27GHQよりの道路維持に関する覚書きが出され、23.11.29維持に関する法律により5カ年計画を樹立し、直轄、補助（補助率1/2）により事業を実施するが講和条約の発効により4年間で打ち切り、一般事業の一部となった。

工事内容は砂利道の補修であって、ダンプ、トラック、グレーダーが使用された。

27年からは、特定財源による道路事業が開始される。

河川工事は戦力基盤整備に近い関係をもつものが採択されるが、戦時下においては休止するところが発生し、20年度25河川、21年度5河川、22年度3河川、23年度1河川であった。休止河川は工事費の計上がなく、1,000円程度の休工事費のみを計上した。しかし河川水運の機能の期待された河川では工事は続行され、戦後は食料増産との関連性が重視され廃川敷処分工事（21-24年事業としたが24年よりは一般事業へ吸収）河川工事開総堤工事が起工された。

電力工事は日発において各電力会社の工事を継承したが、工期と必要資材の点から決戦非常措置により19年3月、19年4月、20年4月指定をうけ、多くが休工となった。戦後は小規模な継続工事を完成させるが、見返資金の支給は電力再編成動向をうけながら停滞し、多くは9電力分割後になった。

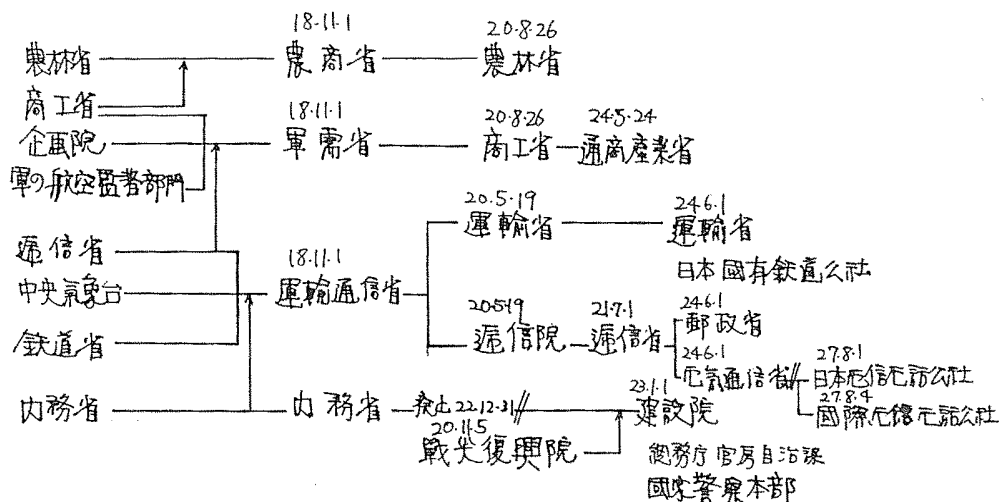
鉄道は戦時輸送増強のための施設改良は続けるが、戦時被害が大きく、荒廃した施設、車輛の下で、内航海運の負担もうけ、占領軍輸送を行いつつ、復旧工事を行い、特に動力改良工事を占領軍と交渉して、進める。ドッジラインによる工事停止をうけつつも朝鮮動乱下では、占領軍工事が兵舎宿舎建築のほか、基地強化事業の増加に対応する輸送改良を行っていった。

戦時休工となった弾丸列車の買収敷地のうち、大坂までの土地は農地制度の変化の中で確保し、新幹線着手の日に備えた。

出典

年表及び要覧	史料明治百年 朝日新聞者 近代日本経済史要覧 東京大学出版会
建設省十五年史	内務省史
経 済 事 情	昭和経済史 中村隆英
戦 後 史	正村公宏

	昭和16年	昭和17年	昭和18年
内閣	→167.12.1近衛三任→1610.8.→	東 系 内	賜
世 界	4.13 日ソ中立条約 6.22 独ソ戦 6.6 日蘭会戦決裂 12.18 開戦	6.5 ミッドウェイ カタルカナル 17.8.7-18.1.4-21	5.29 アッツ 11.25 マキンタラワ 11.5 大東亜会議
社 会	3.1 国民学校 2.22 衆議院議員任期1年延長 16.7 利根川洪水	4.30 翼賛選挙	12.21 都市計画実施要領
全 済	16.5 貿易統制令 9.1 重要産業統制令 各産業統制法の設立 22団体 16 11.21等 3.13 国民貯蓄組合法 4月 元金管理法施行令ニ次出資 工業組合法の建設業適用 日本土木建築工業組合連合会	2.24 日本銀行法改正 4.18 戦時金融公庫 民金の企業合同をすすめる民金協会の買収22路線1,060km (17.5.5A-20.9.9月) 17.9.8 鉄道局に工業会社	1.17 間接税増税 3.1 日本土木建築統制組合へ改組
法 規	2.19 交通政変要綱 3.13 荒地開拓法	8.21 閣議決定 学業短縮	9.23 徴兵 猶予停止 12.24 徴兵 年令 低下 3.17 戦時行政特例法 市街地建築物戦時特例 7.1 地方自治法改正 市長任命制
組 織	8.1 海軍建築局→施設本部 9.6 土木設計局→国工局 9.1 帝都高速交通管田 12.12 荒地開拓管田 (20.9.30) 9.30 配電統制令 9配電会社	行政簡縮 定員減 17万人 11.1 大東亞省 地方官制改正 地方事務所 9.1 運輸 保安事務所に合併管理部	11.1 軍需省 20.5.18 運輸通信省 通信院 土木研究所 6 老朽建設部 4 運輸省



	昭和 19 年	昭和 20 年	昭和 21 年
内 閣	→ 19.7.22 ← 小磯内閣	閣 → 20.4.7 鈴木 → 20.8.17 東久通 → 20.10.9	幣原 → 21.5.22 ← 第一任吉田
世 界	2.17-18 ツツ 330 ハソオ サイパン陥落 6.9-7.16 フィリピン	3.17 硫黄島 6.24 沖縄 8.6 8.8 8.9 8.15 5.7 ドイツ降伏 6.22 戦時緊急措置令 義勇兵役 7.11 配給削減 5.22 戦時教育令	1.25 行政整理臨時取組令 3.5 鉄のカーテン 11.3 新憲法公布 22.5.3 施行
社 会	2.22 軍令・統帥官制 7.22 近 8.4 岸重集団疎開		
至 省	3.28 戦時建設令 1.26 防空法におお疎開命令 鉄道の休止 18-19 年 30.5km 専業の休工 河川・道路・余无所 12.17 南満地鉄 7.4 東北上出水	財閥解体指令 11.4 12.7 ホール中間報告 21.12.0 一次指定 東地開放指令 12.9 占領軍の鉄道輸送 調達命令 11.19 緊急開拓実施要領閣議決定 1.13 三河地震 9.4 枕崎台風	2.17 金融緊急措置令 10.8 復興金融公庫法 22.1.25 9.3 公共事業予算記証利 5.28 肥料生産指令 12.24 傾斜生産方式石炭 3000 万 11.17 電力大幅制限 12.31 南満地鉄
法 規	2.25 閣議 史戦非常措置要領 8.23 学徒勤労動員令	3.18 学校休業停止 閣議決定 戦時組織・法利の解除 占領行政への対応	9.1 特別都市計画法
組 織		6.1 地方総監府 8.26 商工省 農林省 終戦連絡事務局 庫橋間の吸吐 11.5 戦災復興院	1.4 地方商工局 7.1 逓信省 5.4 開拓事務所 5 2.11 農地事務局 6 3.20 戦災復興院・特別建設部 8.12 経済安定本部・物価庁

耕地整理法(耕地整理組合)

農林省・農耕地課

北海道土功組合法(土功組合)

24.6.1

土地改良法(土地改良)

水利組合法(普通水利組合)

24.6.4

内務省

農地方課

(水害予防組合)

24.6.4

水防法

水害予防組合法(水害予防組合)

北海道の拓殖は 21 年 6 月迄 内務省に属したが 22 年 11 月より農林省へ属する(拓殖の各事業の各省所管へ 25 年中は 土地改良課は 土木部に所属していた)。

内 閣	昭 和 22 年	昭 和 23 年	昭 和 24 年
	→2524← 井山内閣	→28346← 芦田内閣-231016← 三沢吉田内閣	→2426← 三沢吉田内閣
世 界 社 界	3.12 トルーマントクトリン 6.5 マーシャルプラン 5.3 新憲法施行 4.1 財政法全訂法 5.3 地方自治法 1.31 コスト中止指令 1.4 石炭不足非常タイ 22.9 カスリーン台風	3.7 新警察制度 23.9 アイオン台風628 福井地震	5.31 行政機関職員定員法 行政整理 7.5 下4 7.15 三鷹 8.17 松川 24.8-9 キティ台風
	4.17 貿易公団産業復興公団 4.14 独占禁止法 8.15 利根村民間貿易再開 7.24 極東委員会 8.14 借款5億ドル 12.28 至済集中排除法 戦時合併の鉄道の分離183 12.20 炭鉱國家管理法(23.4.1-25.5.1)	12.19 至済安定9原則 7.20 至済安定10原則 12.19 トナチ来日 2.20 元力事業集中排除指定	3.7 ドツライン 4.1 員返資金特別会計 4.23 固定レート1ドル360円 至済復興5ヶ年計画(24-28) 6.7 G-H-Q水力開発許可(24-28) 5.12 中間賠償打切(マツコイ声)
法 規	戦後の税制至済復興公団の 設立 27年に解散 4.17 地方自治法	11.27 道路維持に便する災害 12.29 法律 7.10 公務員スト禁止災害 7.30 政令201号 12.3 公務員法改正 12.8 人事院	5.24 建設業法(8.2) 6.1 地方自治法 6.6 土地改良法(8.4)
組 織	7.1 公正取引委員会 22.9.1 労働省 特別調達庁 12.31 内務省廃止 建設院 地方建設局	4.27 海上保安庁 7.10 建設省 賠償庁 23.2.1-27.7.28	6.1 日本國有金融(91 管理局) 5.24 通商産業省 6.1 郵政省 地方自治庁 元氣通信省

21.8.24
20 元力元所
1373.200 元賠償指定
(指定の解除は24年)

22.6.26
25.9.13

23.3.20
元力事業集中排除指定
24.6.17
G-H-Q 水力元源開発許可
24.11.4
元氣事業再編成審議会
25.2.21
9分割案と反対案見返完全融資停止
25.11.22 G-H-Q 書簡

25.11.24 (12.6)
元氣事業再編成令
ホツコム政令
25.12.15
公益事業委員会事務局
(資源庁元力局)
(炭政局カス課)
26.5.1
元力会社設立
26.11.17
元力中央研究所
27.9.16
元源開発株式会社

	昭和 25 年	昭和 26 年	昭和 27 年
内 閣	第三次	吉田 内 閣	→ 27.10.30 ← 四次吉田
世 界 社 会	6.25 朝鮮勅令 26.7.10 8.10 警察予備隊 9.3 ジェーン台風	9.8 対日講和条約調印 5.14 対日援助打切声明 異常渇水続々制限 10.13-15 ルース台風	4.11 ホンソム命令禁止法律公布
経 済	25.2.16 元力制限全面解除 見込資金の公共事業費入支出 民間貿易再開 輸出 24.12.1 輸入 25.1.1 11.24 元金事業再編成令 ホンソム政府 (12.25 公債利率委員会 27.7.31 迄)	4.20 日本開発銀行 1.20 至済館37年計画(26-28) 7.10 財閥解体完了発表	4.26 賠償指定 850工場解除
法 規	5.31 港 湾 法 5.24 建築基準法 6.1 北海道開発法	3.31 公共土木施設失修復旧費 国庫負担法 6.26 森林法(81)	6.1 道路運送法(7.1) 2.31 元源開発促進法
組 織	8.1 鉄道管理局 27局 10.1 出入国管理局 12.28 輸出入銀行	5.1 九電力会社設立 7.1 北海道開発庁 6.6 住宅金融公庫 4.20 開発銀行	9.16 元源開発株式会社 8.1 港湾建設局 8.1 自治省 元信元語公社 84 国際巨々 至済審議庁 保安庁

